

(別紙)

よくあるご質問について (7/6版)

Q1 破産したと聞いたが、本当か？

A： ミナト興業株式会社は、令和2年6月30日午後5時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けました。

Q2 破産手続とは、どのようなものか？

A： 破産手続とは、裁判所から選任される破産管財人が、裁判所の監督の下、公正中立の立場において、破産者の保有する全財産を換価し、集めたお金を債権者に分配する手続です。

Q3 破産管財人とは、どのような人か？

A： 破産管財人は、裁判所から選任された者であり、破産者の資産の換価や負債の調査等を行います。

Q4 破産管財人の名前は？

A： 明哲総合法律事務所の伊藤一哉弁護士です。

Q5 施設は今後どうなるのか、再び利用することは可能か？

A： 破産者ミナト興業株式会社は、「ミナトスポーツクラブ天王台」及び「野田ミナトスイミングスクール」における各スイミングスクール事業を、7月6日、株式会社H a f e n (千葉県野田市柳沢234番地の26)に譲渡しました。

今後は、株式会社H a f e nが各施設においてスイミングスクール事業を再開する予定です。新会員への移行手続や利用再開日などの詳細については、以下の問合せ窓口においてご案内しておりますので、直接お問い合わせください。

【会員専用のお問合せ窓口：受付時間 平日 10時～18時】

ミナトスポーツクラブ天王台 電話番号04-7185-3710

野田ミナトスイミングスクール 電話番号04-7129-3181

なお、破産会社のホームページに掲載されている以下の施設につきましては、以前より別法人が経営しているものであり、本破産手続の対象とはなっておりません。

- ・ミナトスポーツクラブ鎌ヶ谷
- ・鎌ヶ谷ミナトスイミングスクール
- ・ゴルフレンジニューミナト (旧「鎌ヶ谷ミナトゴルフセンター」)

Q6 本件で配当の見込みはあるのか？

A： 現時点で配当の見込みはありません。

破産管財人が回収したお金(破産財団)については、法律の順序に従って弁済・配当することになります。しかし、本件では法律上優先して弁済すべき公租公課(消費税・社会

保険料等)が1億円以上も滞納しており、一般の債権者の方々に配当するだけのお金が集まらない見込みです。

Q7 すでに支払った会費は、どうなるのか?

A: 破産会社に会費等を前払いで支払われている方々については、債権者(破産債権者)として取り扱わせていただく方針ですが、Q6で述べた通り、現時点で破産債権者に対する配当の見込みがありません。

但し、会員の皆様の破産債権については、事業の譲渡先(株式会社H a f e n)が一定の救済措置を行う旨申し出ております。詳細は会員用お問合せ窓口にて案内中です。

※ 株式会社H a f e nは、新しいクラブを創設し、従前の施設においてスイミングスクール事業を運営する方針とのことです。会員の皆様の破産債権(破産会社の会費等返還義務)についても承継する旨申し出ており、すでに会員様の新クラブへの移行手続きを事業所窓口にて開始されました。施設も数日中に再開する運びとのことです。

Q8 会員契約は、どうなるのか?

A: 会社と会員との契約は、破産により終了となります。

スイミングスクール事業については、譲渡先(株式会社H a f e n)が承継し、運営する方針となっております。新クラブへの移行手続きも事業所窓口にて開始されました。

Q9 管財人から説明を受けられる機会はないのか?

A: 本件は、債権者数が2600名を超えることやコロナウイルスの感染防止の観点等から、いわゆる債権者集会を開催しないで手続きを進めていくこととされました。

その代わりに、およそ3か月後に、破産管財人の報告書が破産管財人事務所に備え置かれる予定です。詳細が確定しましたら、下記URLにてお知らせいたします。

<http://www.minato3710.co.jp/hasaninfo.html>

Q10 代表者は破産しないのか?

A: 代表者については破産申立はなされていません。今後申立がなされるかは不明です。

Q11 今後、管財人や裁判所からの連絡はないのか?

A: 管財人の業務が終了した後に、手続きについてのご連絡がなされる予定です。詳細が確定しましたら、下記URLにてお知らせいたします。

<http://www.minato3710.co.jp/hasaninfo.html>

※ 会員以外の債権者の方は、以下の破産管財人事務所までお問い合わせ下さい。

東京都中央区日本橋茅場町3-1 2-2 A S Kビル6階

明哲綜合法律事務所

弁護士 伊 藤 一 哉

電話番号03-3527-2045

以 上